

4. 司法過疎対策と 常勤弁護士に関する業務



4-1 令和3年度における業務の概況

(1) 常勤弁護士とは

常勤弁護士とは、「スタッフ弁護士」とも呼ばれ、法テラスとの間で、総合法律支援法第30条その他法令に規定する法テラスの業務に関し、他人の法律事務を取り扱うことについて契約をしている弁護士のうち、法テラスに常時勤務する契約をしている弁護士である。

常勤弁護士は、民事法律扶助、国選弁護及び司法過疎対策等を担うセーフティネットとして、一般の弁護士が受任し難い採算性の乏しい事案や対応困難な事案を受任するなど司法アクセス障害の解消という公共性の高い業務を担っている。加えて、高齢者・障がい者、犯罪被害者、外国人などの多様な法的ニーズへの対応、福祉機関等の関係機関との連携強化など、法テラスが求められている各種施策の担い手としての役割も期待されている。

(2) 司法ソーシャルワークに関する業務

法テラスが行う司法ソーシャルワークとは、地方公共団体・福祉機関等の職員と弁護士・司法書士とが協働しながら、高齢・障がい・生活困窮等の理由で自ら法的援助を求めることが難しい方の下に出向くなど積極的に働きかけ、その方々が抱える様々な問題の総合的な解決を図るという取組である。法テラスは、そのようなアプローチが可能となるように、地方公共団体・福祉機関等と連携しながら地域の体制整備も行っている。

法テラスでは、常勤弁護士が司法ソーシャルワークの担い手として、民事法律扶助を活用した出張法律相談や事件受任などを意欲的に行っている。令和3年度における具体的取組としては、常勤弁護士が地方事務所の職員と協力し、各地域の司法アクセスに関する課題やその解消方法を検討するとともに、関係機関に対する業務説明等を実践した。

今後も、司法ソーシャルワークに関する業務等により、司法アクセス障害の解消に向け、様々な取組を行っていく予定である。

4-2 業務の概要

常勤弁護士が重要な担い手となる司法過疎対策業務とは、弁護士、弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人又は隣接法律専門職者がその地域にいないことその他の事情によりこれらの者に対して法律事務の取扱いを依頼することに困難がある地域において、その依頼に応じ、相当の対価を得て、適当な契約弁護士等に法律事務を取り扱わせるものである（綜合法律支援法第30条第1項第7号。令和4年11月1日に施行予定の外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律（令和2年法律第33号））。

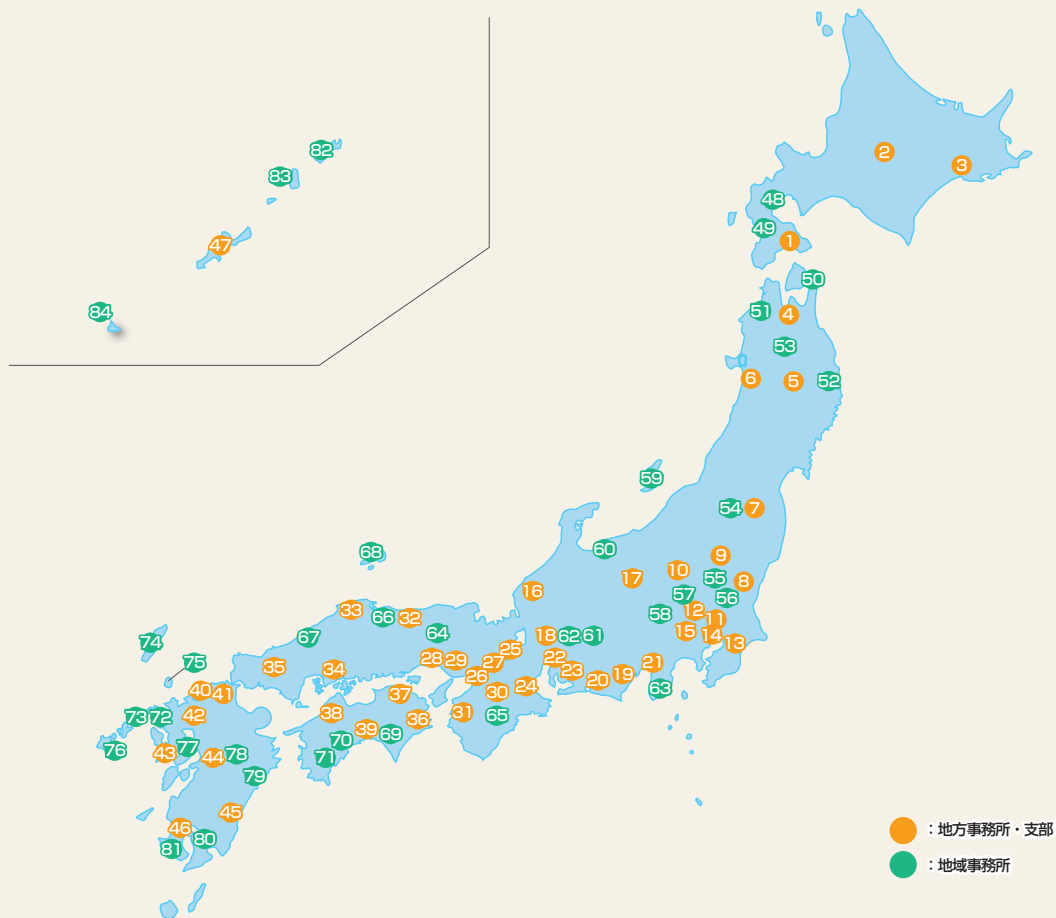
法テラスでは、司法過疎地域に地域事務所を設置し、そこに常勤弁護士を常駐させ、法律相談や裁判代理等の法律事務を幅広く取り扱わせている。また、司法過疎地域事務所を設置していない地域では、巡回相談等を実施している。

4-3 常勤弁護士の配置

常勤弁護士は、令和4年3月31日現在、合計183名となり、資料4-1のとおり、合計84か所の事務所（全国47か所の地方事務所・支部、37か所の地域事務所）等に配置されている。

常勤弁護士の配置数の推移は、資料4-2のとおりである。

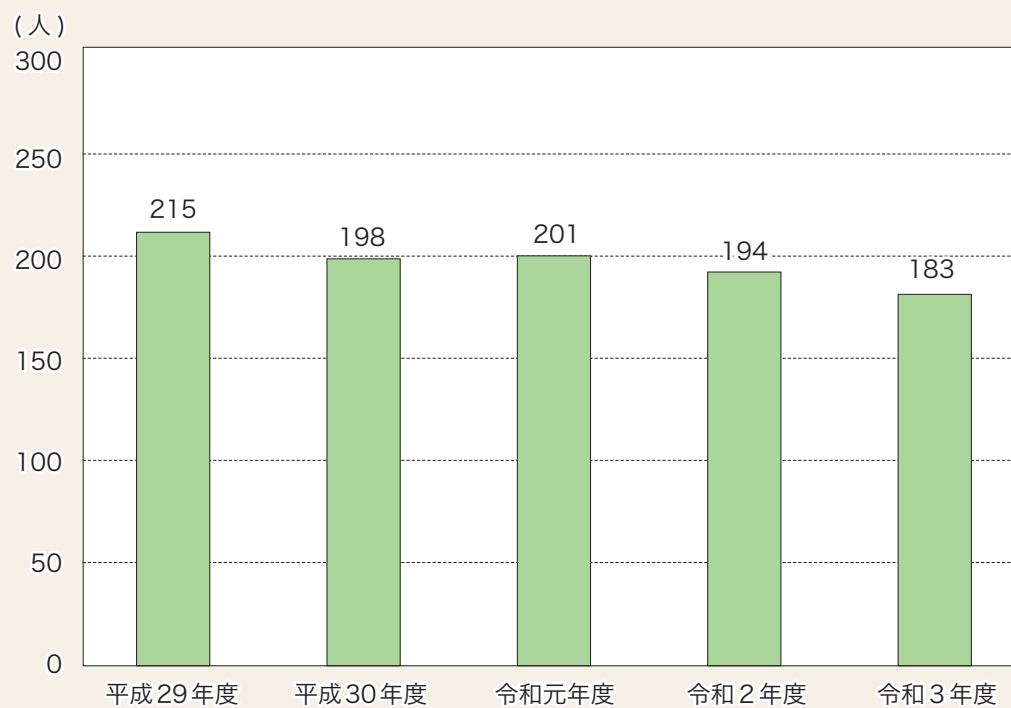
資料 4-1 常勤弁護士配置先一覧（令和4年3月31日現在）



地方事務所（40か所）・支部（7か所）			地域事務所（37か所）		
1 函館地方事務所	2 旭川地方事務所	3 釧路地方事務所	4 青森地方事務所	5 岩手地方事務所	6 秋田地方事務所
7 福島地方事務所	8 茨城地方事務所	9 栃木地方事務所	10 群馬地方事務所	11 埼玉地方事務所	12 埼玉地方事務所川越支部
13 千葉地方事務所	14 東京地方事務所	15 東京地方事務所多摩支部	16 福井地方事務所	17 長野地方事務所	18 岐阜地方事務所
19 静岡地方事務所	20 静岡地方事務所浜松支部	21 静岡地方事務所沼津支部	22 愛知地方事務所	23 愛知地方事務所三河支部	24 三重地方事務所
25 滋賀地方事務所	26 大阪地方事務所	27 京都地方事務所	28 兵庫地方事務所	29 兵庫地方事務所阪神支部	30 奈良地方事務所
31 和歌山地方事務所	32 鳥取地方事務所	33 島根地方事務所	34 広島地方事務所	35 山口地方事務所	36 徳島地方事務所
37 香川地方事務所	38 愛媛地方事務所	39 高知地方事務所	40 福岡地方事務所	41 福岡地方事務所北九州支部	42 佐賀地方事務所
43 長崎地方事務所	44 熊本地方事務所	45 宮崎地方事務所	46 鹿児島地方事務所	47 沖縄地方事務所	
48 八雲地域事務所	49 江差地域事務所	50 むつ地域事務所	51 鰺ヶ沢地域事務所	52 宮古地域事務所	53 鹿角地域事務所
54 会津若松地域事務所	55 下妻地域事務所	56 牛久地域事務所	57 熊谷地域事務所	58 秩父地域事務所	59 佐渡地域事務所
60 魚津地域事務所	61 中津川地域事務所	62 可児地域事務所	63 下田地域事務所	64 福知山地域事務所	65 南和地域事務所
66 倉吉地域事務所	67 浜田地域事務所	68 西郷地域事務所	69 安芸地域事務所	70 須崎地域事務所	71 中村地域事務所
72 佐世保地域事務所	73 平戸地域事務所	74 対馬地域事務所	75 壱岐地域事務所	76 五島地域事務所	77 雲仙地域事務所
78 高森地域事務所	79 延岡地域事務所	80 鹿屋地域事務所	81 指宿地域事務所	82 奄美地域事務所	83 徳之島地域事務所
84 宮古島地域事務所					

（注） 熊谷、下妻、佐世保地域事務所については、扶助・国選対応地域事務所である。

資料 4-2 常勤弁護士の配置数の推移



4-4 常勤弁護士の確保

(1) 説明会等の活用

ア 情報発信

有能で志の高い弁護士を数多く採用するためには、常勤弁護士の業務内容、採用情報などに関する積極的な広報・説明が必要であることから、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象とする後記の説明会やイベントの機会に、常勤弁護士の採用案内パンフレット等を配布するとともに、インターネット上においても法テラスのホームページ等で、常勤弁護士の業務内容、意義・魅力、採用条件などに関する情報を発信している。

イ 就職説明会の開催等

令和3年度は、司法修習終了直後の弁護士を採用するため、司法修習生を対象とする採用情報等に関する就職説明会をオンラインで合計3回開催した。また、常勤弁護士の多様な取組と魅力について紹介するため、司法修習生、法科大学院修了生、法科大学院生、大学生などを対象に、常勤弁護士による連続講演会（全12回）をオンラインで開催した。その他、法科大学院生を対象とした業務説明会の日本弁護士連合会との共催（合計13回）、弁護士会等が主催する就職説明会への参加（合計9回）、法科大学院等が主催する就職説明会への参加（合計3回）、司法試験予備校が主催するイベントへの参加（合計2回）、高校生・大学生向けのイベントへの参加（合計5回）、大学・法科大学院の講義への常勤弁護士の講師派遣（合計13回）、各地の法律事務所での司法修習生等の訪問受入れなど、常勤弁護士の業務内容等を周知するための活動を行った。

ウ エクスターンシップ及び選択型実務修習の受入れ

常勤弁護士の業務を直接体験し、その業務への理解を深めてもらうため、全国の法科大学院からの依頼を受け、各地の法テラスの法律事務所において法科大学院生のエクスターンシップの受入れを実施している。

これに加え、司法研修所における選択型実務修習に参加し、各地の法テラスの法律事務所における司法修習生の受入れも実施している。

エ 法曹経験者に向けた広報

以上とは別に、法曹として一定の実務経験を有する人材を確保するため、日本弁護士連合会が運営する求人情報サイトに常勤弁護士の募集情報を常時掲載している。併せて同会員向けに毎月2回発信されているメールマガジンの求人案内情報欄にも募集案内を掲載して周知を図っている。このように、転職を検討している弁護士に焦点を絞った情報発信を行うことで、経験豊富な中堅弁護士の採用に向けた効果的な周知を図るなど、幅広い層に向けた積極的な広報活動を行っている。

オ 令和3年度の新たな取組

令和3年度には、常勤弁護士の意義・魅力だけでなく、その存在自体を広報するためのポスターを作成し、各地の地方事務所等に配布するとともに、常勤弁護士のドキュメンタリー動画を制作し、これをYouTubeの法テラス（公式）チャンネルで公開するなどした。

資料 4-3 常勤弁護士ポスター



資料 4-4 常勤弁護士ドキュメンタリー動画



(2) 採用

平成19年度から、日本弁護士連合会の協力を得て、司法修習を終了した新人弁護士を常勤弁護士として採用する制度を導入した。

この制度によって採用した常勤弁護士については、比較的短期間で即戦力となるよう養成するため、集合研修や養成事務所におけるOJTによる実務指導などを実施している。

なお、常勤弁護士の採用に当たっては、法テラスの職員としてのみならず、弁護士としての資質を見極め、より良い人材を確保するという観点から、日本弁護士連合会から常勤弁護士としての適性に関する意見を徴した上、法テラスの採用面接において、実務処理能力やコミュニケーション能力などを審査し、採用を行っている。

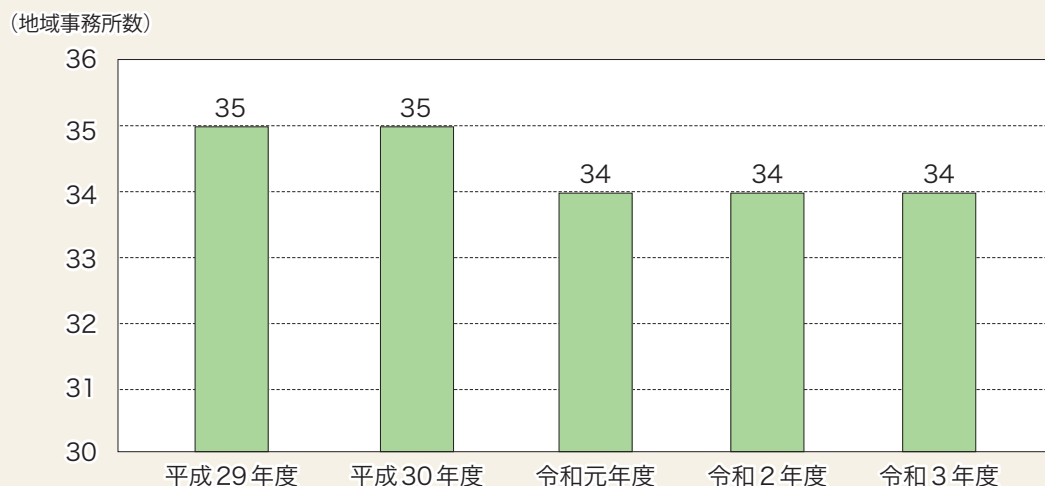
4-5 司法過疎地域事務所の設置

司法過疎対策としては、地方裁判所支部管轄単位で弁護士による司法サービスの提供が乏しい地域の解消に優先的に取り組む必要がある。

そこで、地方裁判所支部管轄単位で実働弁護士1人当たりの人口が非常に多数である地域のうち、当該支部から公共交通機関を用いて長時間を要することなく移動できる範囲内に地方裁判所本庁又は多数の実働弁護士が事務所を開設している他の支部が存在しない地域において、当該地方裁判所支部管内の人口や、民事・刑事の各事件数、弁護士会・地方公共団体その他関係機関の支援体制などを考慮して、司法過疎地域事務所を設置している。

司法過疎地域事務所の設置数の推移については、資料4-5のとおりである。

資料 4-5 司法過疎地域事務所の設置数の推移



いずれの司法過疎地域事務所においても、常勤弁護士が常駐し、民事法律扶助事件、国選弁護事件などのほか、有償でも法律事務全般（総合法律支援法第30条第1項第7号に規定する有償事件）を幅広く取り扱い、地域住民の法的ニーズに応えている。

4-6 常勤弁護士の活動のための環境整備

(1) 実務研修

ア 本部主催の研修

法テラス法律事務所へ赴任した常勤弁護士については、日頃の実務に必要な知識・技術を身に付けられるような様々な研修を実施している。

裁判員裁判においては、一般事件の刑事弁護とは異なる弁護技術が必要とされることがあるため、裁判員裁判への対応に主眼を置いた受講者参加型の研修を実施している。具体的には、常勤弁護士が実際に取り扱った裁判員裁判を素材として、その内容を報告・研究する研修や、事前に与えられた課題について少人数でディスカッションを行う研修がある。

また、法律事務所を訪れる相談者が精神疾患その他様々な困難を抱えていると思われる場合に、常勤弁護士がより専門的で多角的な視点を持ち、適切な対応ができるようになることを目的としたパーソナリティ障害対応研修を実施している。

さらに、平成28年度以降は、常勤弁護士の更なる資質の向上を図るため、法律事務所へ赴任して4年目以降の常勤弁護士を対象とした業務研修を実施している。

司法修習終了直後に採用した常勤弁護士については、法テラスの法律事務所へ赴任する前に、他の常勤弁護士に比してより綿密な指導・育成が必要であるため、1年間の養成期間満了時には常勤弁護士としての基本的な技能・知識を習得できるよう、通年の研修スケジュールに基づいて、民事事件・刑事事件の基礎的な処理方法などに関する研修を実施している。

イ その他の研修

全国を9つのブロックに分け、各地で勤務する常勤弁護士が研修内容などを企画し運営する、地方の実情に応じたブロック別研修を実施している。

さらに、常勤弁護士を研修員として法務省に派遣し、外部研修を受けさせている。

資料 4-6 常勤弁護士に対する実務研修実施状況

1 本部主催研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和3年6月17日	【養成常勤弁護士民事研修】 模擬法律相談を題材とした法律相談業務に関する講義・ディスカッション、情報交換会等
①令和3年9月2日～3日 ②令和3年10月5日	【定期業務研修】 民事演習、刑事演習、先輩常勤弁護士との座談会等
令和3年11月18日～19日	【赴任前業務研修】 民事法律扶助について、国選弁護業務について、受託業務について、有償事件について、マネジメント講習（法律事務所のマネジメント～法律事務所職員との関わり方）、常勤弁護士としての心構え、各種規程と手続について等

(2) 赴任中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和3年9月13日～14日	【パーソナリティ障害対応研修（令和2年度延期分）】 模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション、講義「難しい相談者・依頼者の理解のために」、同「対人的困難の精神分析的・精神医学的理解」、事例検討会等
令和3年10月14日～15日	【赴任2年目業務研修】 刑事演習、労働事件演習等
令和4年2月28日～3月1日	【パーソナリティ障害対応研修（令和3年度分）】 模擬法律相談及びそのフィードバック・ディスカッション、講義「難しい相談者・依頼者の理解のために」、同「対人的困難の精神分析的・精神医学的理解」、事例検討会等
令和4年3月17日～18日	【赴任4年目業務研修】 民事事例研究、法テラス組織概論、法律事務所マネジメント等

(3) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
①令和3年8月5日 ②令和3年12月3日	【裁判員裁判事例研究研修】 殺意否認事件のケース・セオリー、ストーリーと反対尋問に関する講義・ディスカッション、心神耗弱と量刑についての主張、「量刑グラフ」についての主張に関する講義・ディスカッション等
令和3年10月29日	【裁判員裁判専門研修】 取調べ対応についての助言・援助に関する講義・ディスカッション等
①令和4年3月8日 ②令和4年3月30日	【法医学研修】 法医学教室の概要、死の定義と脳死・死体現象と死後経過時間推定、窒息・溺水の証明、創傷・頭部損傷、ケース紹介等

2 ブロック別研修

各ブロックの地方事務所の構成と研修実施内容

(注) 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

関東Aブロック：埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟

実施日	研修内容
①令和3年6月11日	地域生活定着支援センター長による「罪を犯した者に対する地域定着支援」をテーマとする講義、常勤弁護士による事例報告・検討等
②令和3年11月4日	検察官による「検察庁における被害者支援」をテーマとする講義、常勤弁護士による被害者支援業務・委員会活動に関する報告、常勤弁護士の活動・取組の報告等

関東Bブロック：東京・千葉・静岡・長野

実施日	研修内容
①令和3年4月23日	外国人事件を多く取り扱う弁護士による「外国人事件」をテーマとする講義、名古屋出入国在留管理局職員による「出入国在留管理局からみた申請業務」をテーマとする講義等
②令和3年11月12日	常勤弁護士による民暴事件に関する説明、民暴事件に深く関わっている弁護士による「民暴事件の最前線」をテーマとする講義等

近畿ブロック：大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山

実施日	研修内容
①令和3年7月30日	外国人事件を多く取り扱う弁護士による「外国人・民族的マイノリティの人権の現状と課題と法律実務」をテーマとする講義、法律事務所の活動・取組の報告等
②令和3年11月12日	常勤弁護士による各法律事務所における後見業務の取組報告、事例検討・意見交換等

中部ブロック：愛知・三重・岐阜・福井・富山

実施日	研修内容
①令和3年4月22日～23日	一般社団法人職員による「引きこもり支援」をテーマとする講義、NPO法人職員による「少年の再非行防止支援」をテーマとする講義、常勤弁護士による活動報告等
②令和3年11月12日～13日	地域に定着した元常勤弁護士による常勤弁護士としてのキャリア及び法テラスの役割等に関する講義、常勤弁護士による活動・事例報告等

中国ブロック：広島・山口・鳥取・島根

実施日	研修内容
①令和3年7月30日	成年後見センター職員（社会福祉士・精神保健福祉士）による「地域における成年後見活動と多職種連携」をテーマとする講義、各法律事務所の活動報告等
②令和3年12月10日	成年後見、権利擁護に精通している弁護士による高齢者・障がい者支援において弁護士の果たす役割等に関する講義、常勤弁護士による事例報告等

九州ブロック：福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄

実施日	研修内容
①令和3年6月18日	各法律事務所の現状報告、常勤弁護士の活動・取組等の報告、ブロック内の事項に関する協議等
②令和4年1月28日	再審事件に携わった経験のある弁護士による再審請求手続の実務及び課題等に関する講義、常勤弁護士による活動報告等

北海道・東北ブロック合同：函館・旭川・釧路・福島・岩手・秋田・青森

実施日	研修内容
①令和3年5月14日	各常勤弁護士の活動・取組等の報告、司法過疎地域事務所の実情、民事再生事件の事例、地域の実情に基づいた司法ソーシャルワークの取組状況に関する各発表と意見交換、支援センターの規程及び組織に関する説明等
②令和3年11月12日	常勤弁護士による事例・活動報告、法律事務所の現状と課題に関する報告等

四国ブロック：香川・徳島・高知・愛媛

実施日	研修内容
①令和3年6月11日	教諭師による「矯正施設における教諭師の活動」をテーマとする講義、常勤弁護士による活動報告等
②令和3年11月12日～13日	安芸福祉保健所職員による高知県安芸市における農福連携の沿革・効果、今後の展望等に関する講義、常勤弁護士による農福連携に関する事例報告、農福連携の多機能型事業所の見学等

(2) 裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室

裁判員裁判弁護技術研究室においては、刑事弁護分野の経験豊富な弁護士が研究員として、日常的に、常勤弁護士が取り扱う裁判員裁判について個別具体的な指導・助言を行うことにより、常勤弁護士の弁護技術の向上を図っている。

常勤弁護士業務支援室においては、日常的に、常勤弁護士が取り扱う民事・家事・裁判員裁判以外の刑事事件などについて個別具体的な指導・助言を行っている。指導・助言を行っているのは、弁護士実務経験の豊富な弁護士や司法研修所の弁護教官経験者、元常勤弁護士、ソーシャルワーカーとしての経験を有する社会福祉士等の専門員である。そのほか、養成常勤弁護士に対する受任事件の起案の添削指導、若手の常勤弁護士に対するフォローアップを実施するなどして、常勤弁護士の業務能力の向上を図っている。

また、裁判員裁判弁護技術研究室及び常勤弁護士業務支援室が、常勤弁護士に対する実務研修を企画・実施するとともに、アンケート結果などを踏まえて研修内容を随時見直し、より充実した研修の実施に努めている。